

平成24年7月24日
 政策・総務・財政委員会
 配付資料局
 総務局

外郭団体等の財産運用規程等の見直し状況

<外郭団体>

| 団体名 | 規程等 | 見直し状況 | 実施時期 | 見直し内容 | (参考)現在の債券等の投資基準 |
|-------------------------|--|-------|----------------------|---|--|
| 公益財団法人横浜市国際交流協会 | ・資産運用規程 ・資産運用委員会要綱 | 実施済み | 要綱:5月16日 規程:6月11日 | ・仕組債等の購入禁止規定の追加 ・運用対象の条件に格付を明記 | 国債、政府保証債、地方債(格付A以上) |
| 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー | ・資産運用要綱 ・資産運用委員会設置要綱 | 実施済み | 6月1日 | ・仕組債等の購入禁止規定の追加 | 国債、地方債、円建債券等 (格付の基準なし) |
| 株式会社横浜インポートマート | ・資産運用規程 ・資産運用実施要領 | 実施済み | 5月1日 | ・運用決定体制の明確化 ・取締役会への報告規定の追加 ・仕組債等の購入禁止規定の追加 | 公共債、社債、金融債、円建外債で、格付A以上 |
| 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 | ・財産運用要綱 ・財産運用実施要領 ・財産運用委員会要領 | 実施済み | 5月7日 | ・財産運用委員会の設置(財産運用委員会要領の制定) ・仕組債等の購入禁止規定の追加 | 国債、政府保証債、地方債以外の金融商品は、格付AA以上 |
| 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 | ・資産運用規程 ・資産運用要綱 ・資産運用委員会運営要綱 | 実施済み | 4月24日 | ・4月開催の資産運用委員会において、今後の運用対象を限定すること(仕組債の購入禁止)を決定し、理事会、評議員会へ報告済 | ・国債、地方債、政府保証債は格付基準なし ・事業債等は、格付AA以上(2評価機関以上) ・円建債等は、格付AA以上(2評価機関以上) |
| 公益財団法人横浜市緑の協会 | ・ <u>財産運用規程</u> ・ <u>財産運用委員会要領</u> ・ <u>財産運用実施要領</u> | 実施済み | <u>7月18日</u> | ・仕組債等の購入禁止規定の追加 | 国債、政府保証債、地方債以外の金融商品は、格付AA以上 |
| 財団法人ケーブルシティ横浜 | 資産運用規程 | 検討中 | 7月中 | ・総務局が示した規程等の雛形をもとに見直しを検討中 ・仕組債等の購入禁止規定の追加を予定 | ・運用期間5年以下は、格付BBB以上 ・5年超10年以下は、格付A以上 ・10年超は、格付AA以上 |
| 公益財団法人帆船日本丸記念財団 | 財産運用要綱 | 検討中 | 7月中 | ・総務局が示した規程等の雛形をもとに見直しを検討中 ・ <u>仕組債等の購入禁止規定の追加を予定</u> | 国債、政府保証債、地方債、円建債等 (格付の基準なし) |

<関係団体>

| 団体名 | 規程等 | 見直し状況 | 実施時期 | 内容 | (参考)債券等の投資基準 |
|---------------------------|---------------------|----------------|------|------------------------------|----------------------------------|
| 公益財団法人 横浜市老人クラブ 連合会 | 高齢者健康文化 振興基金運用方針 | 規程等の 作成を検討中 | 調整中 | ・総務局が示した規程等の雛形 をもとに作成する予定 | 国債、地方債、円建債 券、事業債等で格付A 以上 |
| 一般財団法人横 浜市交通局協 力会 | 作成中 | 作成中 | 7月中 | ・総務局が示した規程等の雛形 をもとに作成中 | — |
| 株式会社横浜ス タジアム | 資金運用規程 | 検討中 | 7月中 | ・仕組債等の購入禁止規定の追 加を予定 | 国債、政府保証債、地 方債、社債等で格付B BB以上 |

※仕組債を保有していない外郭団体等にも、財産運用規程等の整備・見直しを要請していますので、今後、状況を確認します。

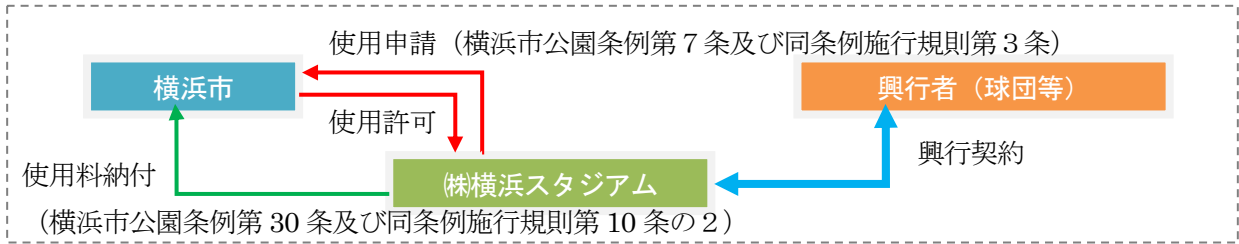
横浜スタジアムの使用形態と年間使用の実態について

1 横浜スタジアムの使用形態

(1) プロ野球等の開催

ア 有料興行

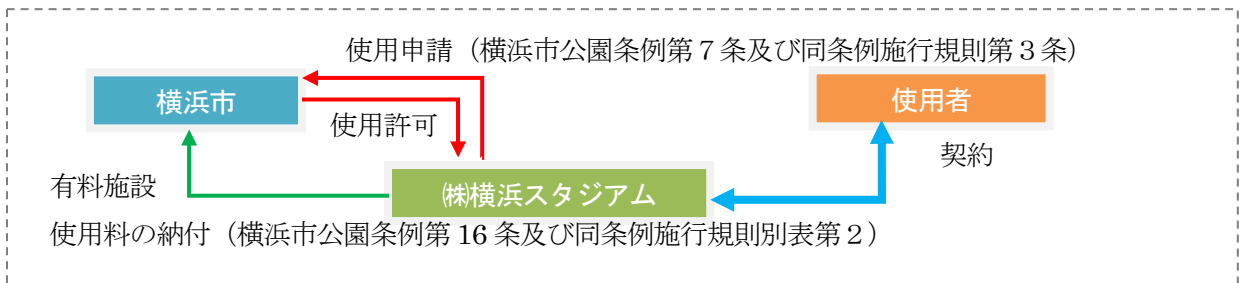
(株)横浜スタジアムとの間に締結した「横浜スタジアムの建設及び管理運営に関する協定」及び「公園施設の寄付に関する契約書」に基づき、同社がプロ野球、コンサート等の有料興行の開催のために横浜スタジアムを使用することを許可します。



有料興行に係る使用料は、横浜市公園条例第 30 条及び同条例施行規則第 10 条の 2 の規定により「本市が当該年度において支出する横浜公園の野球場に係る土地借受料及び光熱水費の合算額に相当する額」となっています。

イ 共催

(株)横浜スタジアムが共催者として、社会人の野球大会やアメフト大会等のスポーツ大会、企業運動会、ファン交流会等のイベント、野球教室、プロ野球の練習、コンサート会場の設置等のために横浜スタジアムを使用することを許可します。



共催使用に係る使用料は、横浜市公園条例第 16 条及び同条例施行規則別表第 2 に定める有料施設使用料です。使用料は、(株)横浜スタジアムが共催者として納付しています。

(2) アマチュア使用

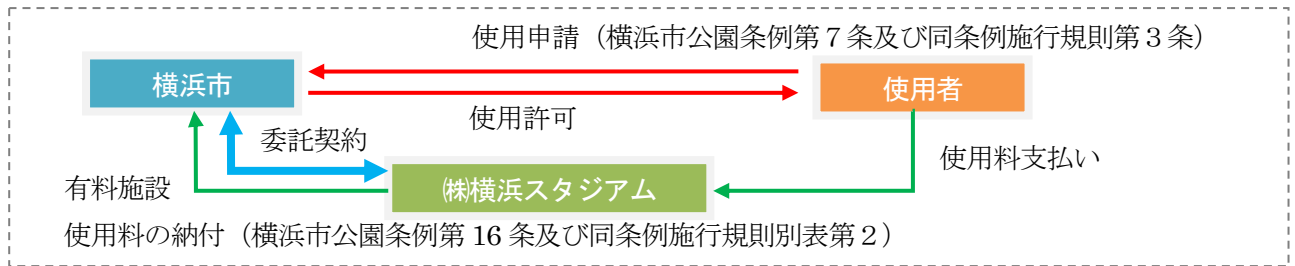
通常の公園有料施設として、市民や学生のアマチュア野球チーム等が使用します。

ア 優先使用

少年野球、高校野球等の大会が開催できるよう、事前の調整により優先的に日程を確保します。

イ 一般使用

市民が他のスポーツ施設と同様に予約システムで抽選・予約等の手続きを行います。



使用料は、横浜市公園条例第16条及び同条例施行規則別表第2に定める有料施設使用料です。

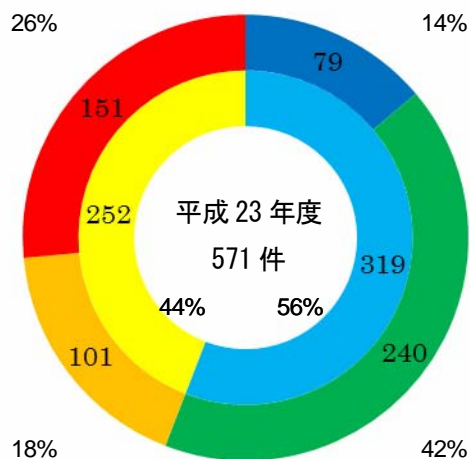
なお、市と株式会社横浜スタジアムとの委託契約に基づき、同社が施設使用者から使用料を収納し、市に納付します。

2 横浜スタジアムの年間使用の実態

(1) 使用の実態

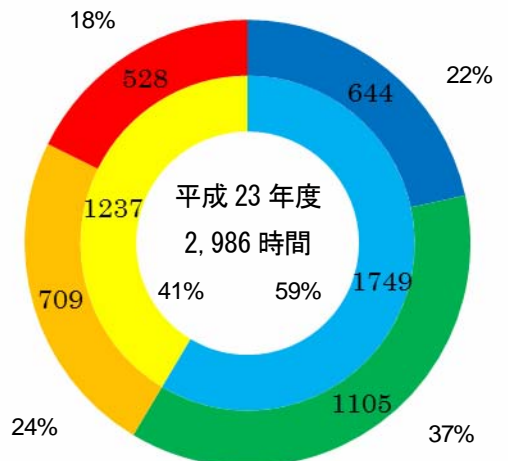
平成23年度の横浜スタジアムのグラウンド（スタンド含む）及び屋内練習場の年間使用件数は571件で、年間使用時間は2,986時間でした。

グラフ1 使用形態ごとの年間使用件数



グラフ2 使用形態ごとの年間使用時間

■ プロ野球等
■ 有料興行
■ 共催
■ アマチュア使用
■ 優先使用
■ 一般使用

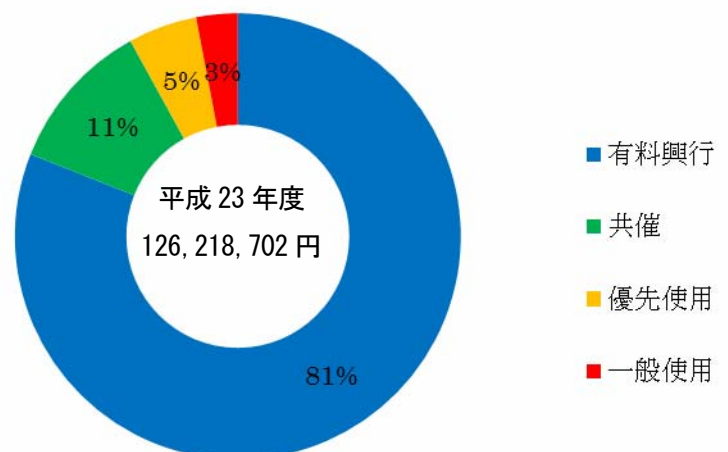


(2) 使用形態ごとの使用料収入

平成23年度 横浜スタジアム使用料（市歳入）

| | |
|---------------|----------------------|
| 有料興行に係る使用料 | 101,711,702 円 |
| 共催に係る使用料 | 13,772,500 円 |
| 優先使用に係る使用料 | 6,926,250 円 |
| 一般使用に係る使用料 | 3,808,250 円 |
| 使用料収入計 | 126,218,702 円 |

グラフ3 使用形態ごとの使用料収入



横浜市公園条例施行規則別表第2 有料施設の使用料（抜粋）

ア 使用料の基本額

| 種 別 | | 貸切使用料 | |
|-----|------|------------------|---------|
| 野球場 | 横浜公園 | 1時間につき | |
| | | 学生、生徒及び児童が使用する場合 | 4,500円 |
| | | 社会人が使用する場合 | |
| | | 昼間（午前9時から午後5時まで） | 14,000円 |
| | | 夜間（午後5時から午後9時まで） | 28,000円 |

備考

イ 規定時間外に使用する場合の施設の使用料の額は、アに定める当該施設の使用料の10分の15の額とする。

ウ 貸切使用者が会合者から入場料その他これに類する対価を徴収する場合の施設の使用料の額は、次の表に定める額とする。

| 区 分 | | 金 額 | | |
|----------|------------------|-----------|----------------------|----------|
| | | 会 合 者 の 数 | | |
| | | 1,000人以下 | 1,001人以上 4,000人以下 | 4,001人以上 |
| 横浜公園の野球場 | 社会人が使用する場合 | 40,000円 | 80,000円 | 150,000円 |
| | 学生、生徒及び児童が使用する場合 | 20,000円 | 40,000円 | 100,000円 |

エ 使用者が施設の附属設備を使用する場合の当該附属設備の使用料の額は、次の表に定める額とする。

| 附属施設の種別 | 単 位 | | 金 額 |
|----------------|----------------|------------------|---------|
| 場内放送設備 | 1回（2時間以内） | | 4,000円 |
| 浴室（温湯シャワーを含む。） | 1室1回（1時間以内） | | 6,000円 |
| 団体用温湯シャワー | 1回（1時間以内） | | 2,500円 |
| ロッカールーム | 1室1回（2時間30分以内） | | 3,000円 |
| 屋外照明設備 | 1時間につき | | 70,000円 |
| スコアボード | 1回（2時間以内） | 得点と判定の表示 | 4,000円 |
| | | 得点と判定と選手名を表示 | 6,000円 |
| | | 全部を使用する場合 | 7,000円 |
| 屋内練習場 | 1時間につき | 社会人が使用する場合 | 3,000円 |
| | | 学生、生徒及び児童が使用する場合 | 1,000円 |

- 備考 1 屋外照明設備（横浜公園の野球場並びに三ツ沢公園の陸上競技場及び球技場を除く。）の点灯開始時間は、4月1日から5月15日まで及び8月16日から9月30日までは午後6時、5月16日から8月15日までは午後7時、10月1日から11月30日までは午後5時とする。ただし、気象状況の変化などにより必要と認めるときは、点灯開始時刻を変更することができる。
- 2 庭球場の屋外照明設備の点灯開始時刻は、1に掲げる場合のほか、3月1日から3月31日までは午後5時、12月1日から12月27日までは午後4時30分とする。ただし、気象状況の変化等により必要と認めるときは、点灯開始時刻を変更することができる。
- 3 横浜公園の野球場並びに三ツ沢公園の陸上競技場及び球技場の屋外照明設備の使用料を算出する場合において、使用料の額を算出する基礎となる使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間の使用料は、15分までごとにつき横浜公園の野球場においては17,500円、三ツ沢公園の陸上競技場においては3分の1点灯の場合には3,000円、3分の2点灯の場合には6,000円、全点灯の場合には9,000円、三ツ沢公園の球技場においては3分の1点灯の場合には4,500円、3分の2点灯の場合には9,000円、全点灯の場合には13,500円として計算する。
- 4 三ツ沢公園の球技場の大型映像装置の使用料を算出する場合において、使用料の額を算出する基礎となる使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間の使用料は、15分までごとにつき文字のみを表示する場合においては800円、映像を表示する場合においては1,600円として計算する。
- オ 使用者が施設を使用する場合において、イ、ウ又はエに定める場合に該当するときの当該施設の使用料の額は、アに定める施設の使用料の額に、イ、ウ又はエに定める当該施設又は附属施設の使用料の額を加えた額とする。ただし、使用者が施設を規定時間外のみ使用する場合で、ウ又はエに定める場合に該当するときの当該施設の使用料の額は、イに定める施設の使用料の額に、ウ又はエに定める当該施設又は附属設備の使用料の額を加えた額とする。

横浜スタジアムの使用形態ごとの関係

参考資料

有料興行

| | | 横浜市 | (株)横浜スタジアム | 興行者(球団等) |
|-------|------------|------|--|---------------------------------|
| 使用申請 | | | (横浜市公園条例施行規則第3条) 使用申請書を提出 | |
| 使用許可 | | 使用許可 | | |
| 施設使用者 | | | | (興行契約) 興行を実施 |
| 施設管理等 | 日常的なもの | | (市との管理業務委託契約) 機械・電気・給水設備等の保全を実施 日常的な清掃等を実施 | |
| | 当該使用に関するもの | | 【プロ野球】 (興行契約) 警備・清掃等を実施 | 【コンサート等】 (興行契約) 警備・清掃等を実施 |
| 使用料 | | | (横浜市公園条例施行規則第10条の2) 使用料を市に納付 | |

共催

| | | 横浜市 | (株)横浜スタジアム | 使用者 |
|-------|------------|------|--|-----------------------------------|
| 使用申請 | | | (横浜市公園条例施行規則第3条) 使用申請書を提出 | |
| 使用許可 | | 使用許可 | | |
| 施設使用者 | | | | 大会・イベント等を実施 (株)横浜スタジアムとの使用契約) |
| 施設管理等 | 日常的なもの | | (市との管理業務委託契約) 機械・電気・給水設備等の保全を実施 日常的な清掃等を実施 | |
| | 当該使用に関するもの | | 【プロ野球練習・大会】 (契約) 警備・清掃等を実施 | 【コンサート準備・撮影】 (契約) 警備・清掃等を実施 |
| 使用料 | | | (横浜市公園条例施行規則第10条) 使用料を市に納付 | |

優先使用

| | | 横浜市 | (株)横浜スタジアム | 使用者 |
|-------|------------|------|--|--|
| 使用申請 | | | | (横浜市公園条例施行規則第3条) 使用申請書を提出 |
| 使用許可 | | 使用許可 | | |
| 施設使用者 | | | | 大会等の実施 |
| 施設管理等 | 日常的なもの | | (市との管理業務委託契約) 機械・電気・給水設備等の保全を実施 日常的な清掃等を実施 | |
| | 当該使用に関するもの | | | |
| 使用料 | | | (市との管理業務委託契約) 横浜市の収納金受納受託者として、使用者 から使用料を収納し、市に納付 | (横浜市公園条例施行規則第10条) 使用料を(株)横浜スタジアムに納付 |

一般使用

| | | 横浜市 | (株)横浜スタジアム | 使用者 |
|-------|------------|----------|--|--|
| 使用申請 | | | | (横浜市公園条例施行規則第3条) 使用申請書を提出 |
| 使用許可 | | 使用許可書の発行 | | |
| 施設使用者 | | | | 施設使用 |
| 施設管理等 | 日常的なもの | | (市との管理業務委託契約) 機械・電気・給水設備等の保全を実施 日常的な清掃等を実施 | |
| | 当該使用に関するもの | | | |
| 使用料 | | | (市との管理業務委託契約) 横浜市の収納金受納受託者として、使用者 から使用料を収納し、市に納付 | (横浜市公園条例施行規則第10条) 使用料を(株)横浜スタジアムに納付 |